

事務連絡
令和7年6月19日

各都道府県
〔衛生主管部局
介護保険主管部（局）〕御中

厚生労働省医政局 地域医療計画課
厚生労働省老健局 高齢者支援課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老人保健課

救急安心センター事業（#7119）の認知度向上に向けた
広報物の周知について（依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁による「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会」において、救急安心センター事業（#7119）の有効な広報策等について検討を行い、

- ・ 令和6年度介護報酬改定では、高齢者施設等において、協力医療機関を定めることが義務化又は努力義務化された。高齢者施設等と協力医療機関との連携体制の構築が進められている中、それを補完するツールとして#7119の活用が期待される所であり、高齢者施設等への周知も積極的に行う必要がある。
- ・ 住民に対して本事業の内容を幅広く周知し、認知度の向上や正しい理解の醸成を図ることができれば、本事業を真に必要とする者による効果的な利用を呼び、本事業の目指す効果が的確かつ大きく発現されることに繋がり得ることから、都道府県の消防防災主管部局、衛生主管部局及び福祉主管部局等の関係機関や部署が連携し、様々なルートを通じた広報を展開することが望まれる。

旨が提言されたことを踏まえ、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について（通知）」（令和7年6月18日付け消防救第206号消防庁救急企画室通知）において、消防庁より、各都道府県衛生主管部局及び介護保険主管部局に対する広報物の周知等が依頼されたところです。

つきましては、別添の広報物について、各都道府県消防防災主管部局と連携し、必要に応じて、空白部分に各地域の実施団体名、#7119へ紐づく各地域の電話番号、運営時間等を記載した上で、管内の医療機関、介護サービス事業所・施設

等や管内市区町村への周知をお願いします。

(参考)

○別添 消防庁作成「#7119 の広報物」

○「令和6年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」(令和7年3月)

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-151/02/houkokusyo.pdf

【消防庁作成「#7119 の広報物」に関する問合せ先】

連絡先：消防庁救急企画室

担 当：竹田補佐、松田係長、佐藤事務官

T E L : 03-5253-7529

E-mail : kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp

事務連絡
令和7年11月7日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関する
ガイドライン」について（周知）

介護保険行政の推進については、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
介護サービスに関わる事故の防止については、体制の整備や取り組みの実施に施設間で差が見られたことや、認知症を有する利用者が増加していたこと等を踏まえ、平成24年度老人保健健康増進等事業において「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」を作成し、周知を図ってきたところです。

今般、要介護度の高い高齢者の増加や介護テクノロジーの進歩等、介護現場を取り巻く環境がさらに変化していることを踏まえ、令和6年度老人保健健康増進等事業において上記ガイドラインの見直しを行い、新たに「介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン」を作成しました。本ガイドラインは介護保険施設サービスを主な対象としていますが、居宅系サービス、高齢者住まい等の居住系サービスの安全管理に関する内容も新たに盛り込んでおります。

都道府県・市区町村におかれましては、ガイドラインの内容について御了知いただき、管内の介護サービス事業者等に対して周知をお願いいたします。また介護保険関係団体におかれましては、各地方支部や会員事業所への周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。

【別添】 介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン
【厚生労働省ウェブサイト掲載先】

○[介護保険施設等における事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン](#)



【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線 3929）